**平成２１年（フ）第１７４号**
愛媛県宇和島市三間町戸雁965番地
債務者　川越　　茜
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２１年（フ）第９３３号**
高知県南国市大埇甲2025番地９
債務者　岩佐　真紀
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１０１６号**
高知県香南市野市町西野2643番地１
債務者　小松　裕章
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１０２６号**
高知県南国市稲生1312番地
債務者　横山　勝男
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１０２９号**
高知県南国市岡豊町笠ノ川175番地８
債務者　田岡　孝啓
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１０３７号**
高知県吾川郡いの町3262番地４
債務者　大﨑　孝男
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１０４０号**
高知市百石町２丁目８番17号　大野ハイツ202
債務者　西森　由紀
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１０４３号**
高知市鴨部２丁目10番４―601号
債務者　若林　紗代
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１０４６号**
高知市吉田町９番４号
債務者　立石　廸子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１４２９号**
北九州市小倉北区中津口２丁目１番40―1202号
債務者　角　　繁信
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１４３０号**
北九州市小倉北区中津口２丁目１番40―1202号
債務者　角　　生代
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１４４４号**
北九州市八幡西区馬場山東３丁目14番５―304号
債務者　堀米　理恵
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１４９７号**
北九州市小倉北区片野新町１丁目９番23号
債務者　加藤美由喜
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第４７号**
長崎県対馬市厳原町久田170番地、前住所長崎県対馬市厳原町北里107番地３
債務者　栗山　兼一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２１年（フ）第８４１号**
大分市大字志生木3800番地の100
債務者　平井　昭之
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２１年（フ）第８４５号**
大分市大字葛木620番地
債務者　深田　悦代
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第２号**
大分県別府市富士見町８番１号　福原富士見第１ビル308号
債務者　渡邊　辰生
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係